三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大谷東谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
兵庫県美方郡香美町小代区大谷
七四九番から七五二番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
兵庫県美方郡香美町小代区大谷
七五三番一　一号から六号まで
七五五番　七号及び八号
七七五番　九号及び十号
七七六番一　十二号
七五一番一　十三号
七五一番地先道路敷　十四号
七五〇番地先道路敷　十八号
七四七番　十一号及び十五号から十七号まで
字大平谷　六八二番一
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山口川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十八年内務省告示第百三十一号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県美方郡新温泉町歌長
字山口　七九六番から七九八番まで
七九九番一
八〇九番二
字大平　八四六番五一及び八四六番五四
字ジヤマメ　七〇〇番三六及び七〇〇番三七

○国土交通省告示第七百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十八年五月二十日
国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下竹田表川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

兵庫県丹波市市島町下竹田
字表　三〇三〇番三
四六四七番二
四六四八番一
四六五〇番二
四六五一番二
四六五二番二
四六五三番二
四六五五番二
四六六六番二
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南油良寺谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
兵庫県丹波市氷上町南油良
字上ノカチ　一〇四五番三
字下道　一〇四七番二
一〇四八番二
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東ヶ辻二号谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第九百四十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県神戸市北区有野町有野
字東ケ辻　四四一八番一　一号から十八号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
佐田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十四年内務省告示第三百五十八号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県豊岡市但東町佐田
字ソウツカイ　七七八番二
七八一番三及び七八一番四
字アンノ坂　一六八番
一六九番
一七〇番二、一七〇番三及び一七〇番五
七八二番から七八四番まで
七八五番一から七八五番四まで
七八六番
七八七番
七八八番二及び七八八番四
七八九番二
七九一番二
七九二番二
七九三番
七九四番二
七九六番二
七九七番二
字大谷
一五一番二
一五二番一から一五二番四まで
一五三番一及び一五三番二
一五四番
一五五番一及び一五五番二
一五六番
一五七番
一五九番一から一五九番四まで
一六〇番一及び一六〇番二
一六一番一から一六一番三まで
一六二番から一六六番まで
一六七番二及び一六七番四から一六七番六まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県豊岡市但東町佐田
字アンノ坂　一七〇番一　一号から三号まで
一六九番　四号
字大谷　一五一番一　五号から七号まで
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
轟東谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

○東北地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年五月二十日
東北地方整備局長　川瀧　弘之

一(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県亘理郡山元町坂元字町東一番一から同町坂元字町東二九番七まで	前	三三・一一～四一・八三メートル	〇・一九八キロメートル
	後	二三・七六～三八・九二メートル	〇・一九八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

兵庫県豊岡市竹野町轟
字長法　四五番三
四八番二
四九番二
五〇番三
五二番二
五三番一、五三番三及び五三番六
五四番
五五番一及び五五番三から五五番五まで
五七番二
五八番三
字轟　三六三番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県豊岡市竹野町轟
字長法　五三番二　一号から十二号まで及び十七号
字轟　三六三番　十三号から十六号まで

○国土交通省告示第七百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
平成二十八年五月二十日
国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
横湯川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
明治三十九年内務省告示第四十九号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏
字東館　七一四九番一六　一号から十一号まで